

令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の背景・目的

沿線人口の減少等により、県内ローカル鉄道事業者である青い森鉄道株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社（以下、県内ローカル鉄道事業者）の運輸収入は厳しい状況にあり、持続可能な鉄道運行を維持するためには、従来の鉄道事業に依存しない新たな収入源の確保が必要となる。

また、近年のインバウンド需要の回復、特に台湾からの旅行客の増加は、県内ローカル鉄道にとって大きなビジネスチャンスである。

本業務は、県内ローカル鉄道事業者が持つ独自のコンテンツを活用した商品の魅力を再発掘・ブラッシュアップし、台湾からの旅行客をターゲットとした市場調査や、県内ローカル鉄道事業者間の連携による共同商品開発等を行う。

これにより、県内ローカル鉄道事業者の付帯事業収入の増加を図ることを目的とする。

2 発注者（委託者）

青森県

3 業務の概要

- (1) 業 務 名：令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務
- (2) 業 務 内 容：令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限：契約の日から令和9年3月17日（水）
- (4) 委託予定上限額：5,900,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 受託者決定までのスケジュール

- (1) 募 集 の 開 始：令和8年5月26日（火）
- (2) 質 問 書 の 提 出 期 限：令和8年6月 1日（月） 17時
- (3) 質 問 書 に 対 す る 回 答：令和8年6月 4日（木）
- (4) 参 加 表 明 書 の 提 出：令和8年6月16日（火） 17時
- (5) 企 画 提 案 書 の 提 出 期 限：令和8年6月24日（水） 必着
- (6) 企 画 提 案 書 の 審 査：令和8年6月下旬
- (7) 審 査 結 果 通 知：令和8年7月上旬～中旬
- (8) 契 約 締 結：令和8年7月上旬～中旬

5 参加資格要件

次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- (1) 国内に営業拠点を有する団体であること。
- (2) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しないものであること。
- (4) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 質問の受付

(1) 質問方法

任意の様式に質問事項及び担当者、連絡先(電話、メールアドレス)を記載の上、電子メールにより提出すること。質問を送信した場合は、電話にて下記12の担当に質問の受信について確認すること。

(2) 提出期限

令和8年6月1日(月) 17時

(3) 回答方法

令和8年6月4日(木)までにメールにより質問者に回答するほか、青森県庁(交通戦略課)のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へ回答するのみとし、ホームページには掲載しない。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書(様式1)

(2) 提出方法

電子データ(PDF)により下記12の担当者あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月16日(火) 17時

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式任意)
- ② 事業者概要書(様式2)
- ③ 企画提案に係る見積書(様式任意)

※見積書には企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにすること。

なお、見積額が3(4)の委託予定上限額を上回った場合は審査の対象としない。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には以下の内容について記載すること。

記載項目（評価項目）	内容
1 業務遂行能力	
①実施体制	・実施体制について記載すること。
②スケジュール	・仕様書で示した業務内容ごとにスケジュールを記載すること。
2 業務実施における工夫	
③提案コンセプト	・提案に当たっての方針・戦略のほか、県内ローカル鉄道事業者の新たな収入源確保を図るための工夫について記載すること。
④市場調査の実施方法	・今後、県内ローカル鉄道事業者が台湾観光客にアプローチするための市場調査の実施方法について記載すること。
⑤新規商品開発案	・県内ローカル鉄道事業者が連携した新規商品開発案を記載すること。 ・商品開発案の工夫点について記載すること。
⑥商品販促物のデザインイメージ	・旅行客等の目に留まりやすく、商品の魅力が伝わるデザインイメージを示すこと。
⑦自走化に向けた体制構築の実施方法	・県内ローカル鉄道事業者が開発した商品について、自律的に販路を開拓・維持するための体制構築の実施方法について記載すること。
⑧その他効果的な業務実施のための追加提案	・仕様書に記載のない業務で、本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。

(3) 企画提案書の体裁等

企画提案書の様式は任意とするが、用紙は日本産業規格A4横サイズとすること。

(4) 提出部数

5部（ただし、見積書は原本1部とコピー4部）

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 提出先

下記12のとおり

(7) 提出期限

令和8年6月24日（水）必着

9 企画提案書の審査

(1) 審査方法

本業務の実施に当たり設置する審査会において、提出された企画提案書に基づき、書面審査を実施する。

なお、プレゼンテーションを必要に応じて実施することとし、実施する場合は別途、開催日時、場所及び時間を企画提案者に個別に連絡する。

(2) 審査基準

審査項目及び配点については、別添「令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。

10 留意事項

(1) 失格又は無効について

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ① 本プロポーザルの実施に当たって要した経費（資料の制作費、郵送代など）は全て参加者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負うものとする。
- ④ 提案内容はすべて見積額に反映させること。(別途費用を要する等の内容は不可とする。) また、仕様書に記載のない項目についても、追加提案事項として評価対象とする。ただし、追加提案事項も見積額に反映させること。

11 契約締結について

- (1) 発注者は、最も優れた企画提案を行った者（以下、最優秀提案者という。）を契約の相手方候補として特定し、契約交渉を行う。なお、発注者は、契約交渉の際、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることができるものとする。
- (2) 発注者は、最優秀提案者との契約が成立しない場合、次点者を契約の相手方候補として契約交渉を行うことがある。

12 問合せ・連絡・提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県交通・地域社会部交通戦略課 担当 新谷

TEL 017-734-9150

電子メールアドレス noriaki_araya@pref.aomori.lg.jp